

## 十日町市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月7日

十日町市監査委員 水 落 雅 史  
十日町市監査委員 高 橋 俊 一

### 令和5年度第3回定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果を次のとおり報告します。

- 1 基準に準拠している旨  
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類  
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
  - (1) 対象部署  
福祉課、市民生活課、健康づくり推進課、地域ケア推進課、子育て支援課
  - (2) 対象事務  
令和5年度の財務等に関する事務
- 4 監査の着眼点  
財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

## 5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

### (2) 実施日程

令和5年11月28日から令和6年1月25日まで

## 7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

### (1) 福祉課

#### ① 指定事業

「高齢者・障がい者安心サービス事業補助金」

#### ② 意見

- ・事業の周知・普及を更に進め、実施団体とその担い手となる支援者の増加を図るために市としてサポートできる体制づくりに努めていただきたい。

### (2) 市民課

#### ① 指定事業

「十日町市マイナポイント申請受付業務委託」

#### ② 意見

- ・特になし。

### (3) 健康づくり推進課

#### ① 指定事業

「とおかまち健康ダイヤル24事業」

#### ② 意見

- ・次年度以降事業を行う際は、積算根拠を明確にし、単価の妥当性を確認した上で契約を進めていただきたい。
- ・報告書を活用し相談の種類や内容等を公表することで、より一層の事業周知を図り、医療費の削減に繋げていただきたい。

(4) 地域ケア推進課

① 指定事業

「在宅医療・介護連携推進事業委託」

② 意見

- ・津南町と十日町市の事業費の負担割合について、明確な根拠を示した協定書・覚書等の文書を津南町と取り交わしていただきたい。
- ・在宅医療と介護の関係者間で情報共有や連携が図られているが、事業開始から5年以上が経過していることから、効果を検証し、現状に即した事業の検討・実施を続け、在宅医療と介護の連携が一層深まるよう努めていただきたい。

(5) 子育て支援課

① 指定事業

「置き去り防止装置設置補助金」

② 意見

- ・装置の設置にとどまらず、マニュアルの整備や点検を行い、園児の安心安全のため確実な運用を心がけ、保育事業をより良いものにしていただきたい。